7	平成20年9月12日	第８期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年７月第１四半期四半期報告書）	平成20年５月１日～平成20年７月31日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲149百万円であるところを18百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年５月１日～平成20年７月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,565百万円であるところを2,303百万円と記載	
8	平成20年12月12日	第８期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年10月第２四半期四半期報告書）	平成20年５月１日～平成20年10月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322百万円であるところを10百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年８月１日～平成20年10月31日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,392百万円であるところを2,295百万円と記載	
9	平成21年３月13日	第８期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年１月第３四半期四半期報告書）	平成20年５月１日～平成21年１月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲347百万円であるところを▲44百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年11月１日～平成21年１月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,365百万円であるところを2,239百万円と記載	
10	平成21年７月30日	第８期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年４月期有価証券報告書）	平成20年５月１日～平成21年４月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲564百万円であるところを▲232百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,166百万円であるところを2,069百万円と記載	

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　1,099万9,999円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年12月10日

課徴金納付命令日　平成23年１月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪　エムスリー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年12月10日

【勧告の対象となった違反事実】

エムスリー株式会社は、関東財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第１項及び２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成21年８月７日	第10期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であるところを614百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
2	平成21年11月12日	第10期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であるところを1,187百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
3	平成22年２月10日	第10期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であるところを1,905百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
4	平成22年６月22日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が1,938百万円であるところを2,956百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
5	平成22年４月30日	第10期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であるところを当初の614百万円から訂正せず	のれんの過大計上による損失の過少計上
6	平成22年４月30日	第10期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成21年４月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であるところを1,125百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
7	平成22年４月30日	第10期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成21年４月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であるところを1,959百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。